筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３６条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１３６条第２項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年６月２３日

広島法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和８年第１１号

対象土地　安芸高田市吉田町常友字坂巻郷７１７番５

安芸高田市吉田町常友字坂巻郷７１７番１

２　関係人の氏名又は名称

新道實夫（実夫）相続人　新道朋子

新道實夫（実夫）相続人　新道公子

３　通知をすべき事項

(1)　筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

(2)　上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。